

4 委任期間

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

広島市告示(西区)第72号

平成19年4月26日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例(昭和60年広島市条例第98号)第10条第2項及び第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

広島市告示(西区)第73号

平成19年4月26日

別紙駐輪場内に、長期間駐車されていた別紙の自転車等については、4月24日に西部保管所へ移動したので告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申出のない自転車等については、処分します。

広島市長 秋 葉 忠 利

別紙 略

広島市告示(西区)第74号

平成19年4月27日

屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第7条第2項及び第4項の規定により広告物等を除却し、保管したので、広島市屋外広告物条例(昭和54年12月21日条例第65号)第17条の2の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

次のとおり 略

広島市告示(安佐南区)第65号

平成19年4月1日

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、広島市祇園福祉センターの使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示します。

広島市長職務代理者

広島市副市長 山 田 康

1 委託を受けた者

広島市安佐南区祇園二丁目48番7号

社会福祉法人 広島市安佐南区社会福祉協議会

代表者 会長 寺 尾 一 秀

2 委託する期間

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

広島市告示(安佐南区)第66号

平成19年4月1日

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、広島市佐東老人いこいの家及び広島市沼田老人いこいの家の使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示します。

広島市長職務代理者

広島市副市長 山 田 康

1 委託を受けた者

広島市安佐南区祇園二丁目48番7号

社会福祉法人 広島市安佐南区社会福祉協議会

代表者 会長 寺 尾 一 秀

2 委託する期間

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

広島市告示(安佐南区)第67号

平成19年4月2日

次のとおり市街化区域内の水路を廃止します。

その関係図面は、平成19年4月2日から平成19年4月16日まで、広島市安佐南区役所農林建設部管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長職務代理者

広島市副市長 山 田 康

区分	路 線 名 等	所 在 (起点及び終点)
水路	K3-E2-か-6-2-1-9号水路	安佐南区上安二丁目910番1地先から910番1地先まで
水路	K3-E2-か-6-2-1-11号水路	安佐南区上安二丁目914番3地先から914番3地先まで

広島市告示(安佐南区)第68号

平成19年4月2日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物を廃止します。

その関係図面は、平成19年4月2日から平成19年4月16日まで、広島市安佐南区役所農林建設部管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長職務代理者

広島市副市長 山 田 康

区分	路 線 名 等	所 在 (起点及び終点)
里道	安佐南2区294号里道	安佐南区上安二丁目914番3地先から同914番3地先まで

広島市告示(安佐南区)第69号

平成19年4月6日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を下記のとおり指定しました。

この関係図書は、広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般に縦覧します。

広島市長職務代理者

広島市副市長 山田 康

- | | |
|----------|---|
| 1 指定番号 | 第1号 |
| 2 指定年月日 | 平成19年4月6日 |
| 3 道路の位置 | 広島市安佐南区大町東一丁目17番10の一部、19番1の一部、17番10地先水路 |
| 4 幅員及び延長 | 幅員 4.20～5.44m
延長 42.29m |

広島市告示（安佐南区）第70号

平成19年4月13日

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第7条第2項及び第4項の規定により広告物等を除却し、保管したので、広島市屋外広告物条例（昭和54年12月21日条例第65号）第17条の2の規定により次のとおり公示します。

広島市長 秋葉 忠利

次のとおり 略

広島市告示（安佐南区）第71号

平成19年4月17日

広島市駐輪場内に、長期間駐車されていた別紙自転車等については、4月13日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので次のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申し出のない自転車等については、処分します。

広島市長 秋葉 忠利

別紙及び次のとおり 略

広島市告示（安佐南区）第72号

平成19年4月17日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により自転車等を撤去し保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋葉 忠利

次のとおり 略

広島市告示（安佐南区）第73号

平成19年4月18日

地方自治法第260条の2第1項の規定に基づき、平成18年

10月18日付けで不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した瀬戸内苑団地自治会（旧代表者 泉 將）について、次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長 秋葉 忠利

変更があった事項及びその内容

1 代表者の氏名及び住所

氏 名 増田 隆二

住 所 広島市安佐南区沼田町大字伴4980番地の112

2 事務所

広島市安佐南区沼田町大字伴4980番地の112

広島市告示（安佐南区）第74号

平成19年4月18日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の46第4項の規定に基づき、安佐南区役所市民部市民課区出納員の事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示します。

広島市長 秋葉 忠利

1 委任を受けた区分任出納員

安佐南区役所市民部市民課（区役所時間外受付窓口）

嘱託員 東 英治

嘱託員 片岡 正義

嘱託員 梅川 馨

嘱託員 桧谷 勝芳

嘱託員 菅 正毅

嘱託員 峠田 勝

嘱託員 庄子 勘三

2 委任させた事務

広島市証明手数料条例（昭和32年広島市条例第20号）第2条第9号、第13号及び第16号に規定する手数料の収納

3 委任年月日

平成19年4月1日

4 委任期間

平成19年4月1日から平成20年3月31日

広島市告示（安佐南区）第75号

平成19年4月19日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を下記のとおり指定しました。

この関係図書は、広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般に縦覧します。

広島市長 秋葉 忠利

1 指定番号 第2号

2 指定年月日 平成19年4月19日

3 道路の位置 広島市安佐南区大町東四丁目1496番の

一部, 1497 番 1 の一部

4 幅員及び延長 幅員 4.00～6.00 m

延長 25.65 m

~~~~~

広島市告示（安佐南区）第 76 号

平成 19 年 4 月 19 日

次のとおり住居表示を実施します。

広島市長 秋 葉 忠 利

1 住居表示を実施する区域

安佐南区沼田町大字伴の一部

佐伯区五日市町大字石内の一部

2 実施期日

平成 19 年 4 月 27 日

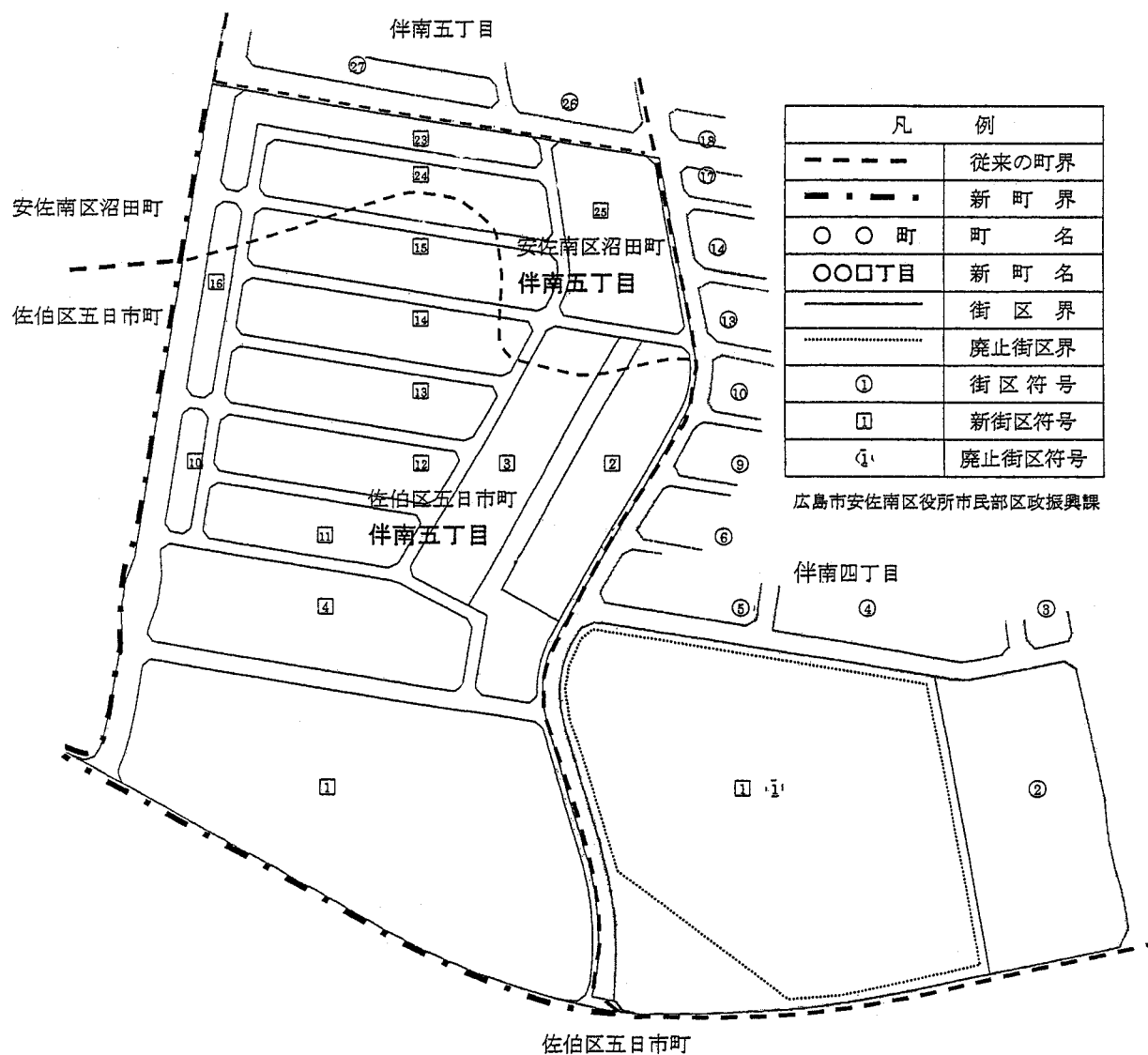
3 住居表示の方法

街区方式

4 街区符号

別添「第 128 次安佐南区沼田地区（伴南地区）新町界町名及び街区符号図」のとお

第128次安佐南区沼田地区(伴南地区)新町界町名及び街区符号図  
平成19年4月27日実施



広島市告示（安佐南区）第 77 号

平成 19 年 4 月 20 日

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置を下記のとおり指定しました。

この関係図書は、広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般に縦覧します。

広島市長 秋 葉 忠 利

- 1 指定番号 第 3 号
- 2 指定年月日 平成 19 年 4 月 20 日
- 3 道路の位置 広島市安佐南区川内六丁目 90 番 1 の一部、91 番 1 の一部
- 4 幅員及び延長 幅員 4.21m  
延長 23.70m

広島市告示（安佐南区）第 78 号

平成 19 年 4 月 20 日

屋外広告物法（昭和 24 年法律第 189 号）第 7 条第 2 項及び第 4 項の規定により広告物等を除却し、保管したので、広島市屋外広告物条例（昭和 54 年 12 月 21 日条例第 65 号）第 17 条の 2 の規定により次のとおり公示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

次のとおり 略

広島市告示（安佐南区）第 79 号

平成 19 年 4 月 23 日

次のとおり路線名等を定める法定外公共物を指定します。

その関係図面は、平成 19 年 4 月 23 日から平成 19 年 5 月 7 日まで、広島市安佐南区役所農林建設部管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 秋 葉 忠 利

| 区分 | 路 線 名 等          | 所 在（起点及び終点）                           |
|----|------------------|---------------------------------------|
| 里道 | 安佐南 1 区 838 号 里道 | 安佐南区緑井四丁目 3211 番 2 地先から 3212 番 3 地先まで |

広島市告示（安佐南区）第 80 号

平成 19 年 4 月 23 日

地方自治法第 260 条の 2 第 1 項の規定に基づき、平成 6 年 6 月 1 日付けで不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可したすみれが丘自治会（旧代表者 北山 邦英）について、次のとおり告示事項を変更しました。

広島市長 秋 葉 忠 利

変更があった事項及びその内容

1 代表者の氏名及び住所

氏 名 真田 正之

住 所 広島市安佐南区安東一丁目 20 番 10 号

2 事務所

広島市安佐南区安東一丁目 20 番 10 号

広島市告示（安佐南区）第 81 号

平成 19 年 4 月 24 日

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定による道路の位置を下記のとおり変更しました。

この関係図書は、広島市安佐南区役所農林建設部建築課において一般に縦覧します。

広島市長 秋 葉 忠 利

- 1 変更番号 第 4 号
- 2 変更年月日 平成 19 年 4 月 24 日
- 3 道路の位置 広島市安佐南区川内三丁目 628 番 1 の一部、628 番 2、628 番 3 の一部、628 番 4、628 番 6、628 番 8、629 番 1 の一部
- 4 幅員及び延長 幅員 4.50m  
延長 36.45m

広島市告示（安佐南区）第 82 号

平成 19 年 4 月 27 日

広島市駐輪場内に、長期間駐車されていた別紙自転車等については、4 月 26 日に広島市西部自転車等保管所へ移動したので次のとおり告示します。

なお、今後相当の間保管した後、申し出のない自転車等については、処分します。

広島市長 秋 葉 忠 利

別紙及び次のとおり 略

広島市告示（安佐南区）第 83 号

平成 19 年 4 月 27 日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和 60 年広島市条例第 98 号）第 11 条第 2 項の規定により自転車等を撤去し保管したので、同条例第 12 条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 秋 葉 忠 利

次のとおり 略

広島市告示（安佐北区）第 33 号

平成 19 年 3 月 30 日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき告示します。

その関係図書は、平成 19 年 3 月 30 日から同年 4 月 13 日まで

で安佐北区農林建設部管理課において縦覧に供します。

広島市長職務代理者  
広島市副市長 山田 康

| 道路の種類 | 路線名            | 供用開始区間                                                | 供用開始の期日        |
|-------|----------------|-------------------------------------------------------|----------------|
| 市道    | 安佐北3区<br>737号線 | 安佐北区大林二丁目<br>1895番地1地先 から<br>安佐北区大林二丁目<br>1411番1地先 まで | 平成19年<br>3月31日 |

広島市告示（安佐北区）第34号  
平成19年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、可部運動公園の使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長職務代理者  
広島市副市長 山田 康

1 委託を受けた者

広島市安佐北区亀山七丁目9番45号

興国園芸株式会社

取締役社長 林 紘太郎

2 委託した期間

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

広島市告示（安佐北区）第35号  
平成19年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、寺迫公園の使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示します。

広島市長職務代理者  
広島市副市長 山田 康

1 委託を受けた者

広島市中区基町4番41号

財団法人 広島市動植物園・公園協会

理事長 三宅 吉彦

2 委託した期間

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

広島市告示（安佐北区）第36号  
平成19年4月1日

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、広島市安佐北区地域福祉センター及び広島市可部福祉センターの使用料の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示します。

広島市長職務代理者

広島市副市長 山田 康

1 委託を受けた者

広島市安佐北区可部三丁目19番22号

社会福祉法人 広島市安佐北区社会福祉協議会

代表者 会長 松浦 良範

2 委託する期間

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

広島市告示（安佐北区）第37号

平成19年4月2日

地方自治法第260条の2第1項の規定に基づき、平成15年9月5日付けで、不動産又は不動産に関する権利等を保有する団体として認可した上町屋二区町内会（代表者 中西 博昭）について、つぎのとおり告示事項を変更しました。

広島市長職務代理者

広島市副市長 山田 康

1 変更があった事項

事務所及び代表者の氏名住所

2 変更の内容

|          | 旧                          | 新                         |
|----------|----------------------------|---------------------------|
| 事務所      | 広島市安佐北区三入五丁目8番11号          | 広島市安佐北区三入六丁目11番8号         |
| 代表者の氏名住所 | 中西 博昭<br>広島市安佐北区三入五丁目8番11号 | 井上 隆<br>広島市安佐北区三入六丁目11番8号 |

広島市告示（安佐北区）第38号

平成19年4月6日

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定しました。

この関係図書は、広島市安佐北区役所農林建設部建築課において一般縦覧に供します。

広島市長職務代理者

広島市副市長 山田 康

1 指定番号

第1号

2 指定年月日

平成19年4月6日

3 道路の位置

広島市安佐北区深川一丁目491番1の一部、491番2の一部

4 幅員及び延長

幅員 6.27メートル

延長 12.72メートル

広島市告示（安佐北区）第39号

平成19年4月9日